

入札公告

次のとおり一般競争入札（持参方式）に付します。

令和 7 年 1 月 17 日

名古屋市長 広沢 一郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所における自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付

(2) 貸付内容等

入札説明書による。

(3) 当初貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 貸付期間更新の限度

令和 8 年 4 月 1 日から 2 年を限度に、1 年を単位として貸付期間を更新できるものとする。

2 競争入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

(1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 3 に規定する者

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者

(3) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 2 項各号のいずれに該当する事実があった後 3 年(自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由なく契約を締結しなかった者については 3 か月)を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付 15 財用第 5 号）に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更正手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。)

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。)

- (6) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がある者
- (7) 本公告の日から落札決定の日までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結) 及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号) に基づく排除措置を受けている者

3 契約条項を示す場所、入札案内書の配布期間等

契約条項は、入札案内書において示すものとし、入札案内書は次の各号に掲げる期間、時間及び場所において配布するものとする。

(1) 期間及び時間

本公告の日から令和 7 年 1 月 31 日(金)まで

(2) 場所

名古屋市公式ウェブサイトからのダウンロード

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000182279.html>

4 入札参加申込受付期間、受付時間及び受付場所

(1) 申込方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留郵便)による。

(2) 受付期間

令和 7 年 1 月 17 日(金) 午前 9 時から令和 7 年 1 月 31 日(金) 午後 5 時まで

(3) 提出先

〒468-0071 名古屋市天白区天白町大字八事字裏山 6 9 番地

名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所

(4) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 個人の場合 住民票の写し 1 通

法人の場合 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1 通

いずれも発行後 3 か月以内のものとし、連名で申し込む場合は連名者全員のものとする。

ウ 法人役員等に関する調書

エ 本公告の日から過去 3 年以内に、自らが管理・運営する清涼飲料水の自動販売機を設置した実績を証明するもの(官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書又は契約書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー)

※エの提出は任意(提出により入札保証金の納付が免除される場合あり)

5 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 3 月 24 日（月）午前 10 時開始

(2) 場所

名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所 3 階 301 号室

6 落札者の決定方法

予定価格（最低貸付価格）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 その他

(1) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価（貸付月額）

(2) 入札保証金に関する事項

本公告に係る入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、入札保証金2,400円を金融機関窓口で、入札までの間に納付しなければならないものとする。なお、落札者が契約を締結する権利を放棄したとき又は入札案内書に記載された契約締結期限内に正当な理由がなく契約を締結しないときは、その者が納付した入札保証金は、名古屋市に帰属するものとする。

ただし、本入札参加者が自ら管理・運営する自動販売機等を設置した実績が分かる書類を提出し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付は免除する。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付月額（入札金額）の6か月分を納付しなければならないものとする。

ただし、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条の規定により、契約保証金を免除することがある。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 本公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他本公告に定めのない事項については、入札案内書に記載するものとする。